

「貸し渋り・貸し剥がし」を受けてお困りの中小企業のみなさまへ

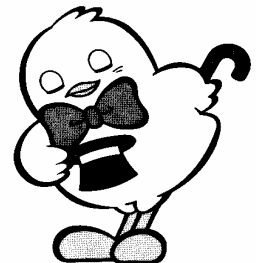
経済再生貸付のご案内

国民生活金融公庫では、取引民間金融機関への返済等に問題がないにもかかわらず「貸し渋り・貸し剥がし」の取り扱いを受け、資金繰りに困難を来している中小企業のみなさまをご支援する融資制度をお取り扱いしています。

ご利用いただける方	借入金の返済遅延や金融事故がないにもかかわらず、取引民間金融機関から次のいずれかに該当する「貸し渋り・貸し剥がし」の取り扱いを受けた方 1 借入残高を減少させられた方 2 契約した返済条件を超える返済をさせられた方 3 既往の借入に担保や保証人を追加させられた方 4 既往の借入金利を上げられた方
資金のお使いみち	資金繰りの安定化に必要な運転資金
ご融資額	別枠3,000万円以内
ご返済期間	5年以内（特に必要な場合7年以内） <うち据置期間1年以内>
利率	基準利率
お取扱期間	平成17年3月31日まで
保証人・担保	ご融資に際しての保証人、担保（不動産、有価証券など）または信用保証協会の保証については、お客さまのご要望に応じてご相談させていただきます。

振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にも同様の制度があります。
くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

国民生活金融公庫は
小規模企業のセーフティネットです



経営安定貸付のごあんない

国民生活金融公庫では、次の融資制度をはじめ、経済対策を受けて創設した各種の融資制度を取りそろえております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

経営安定貸付				
	経営支援資金	運転資金円滑化資金	金融環境変化資金	倒産対策資金
ご利用いただける方	<p>次のいずれかに該当する方であって、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最近の決算期における売上高が前期比 10%以上（平成 16 年 3 月 31 日までは 5%以上）減少しているか、または最近 3 ヶ月間の売上高が前年同期を下回っている方であって、今後も売上減少が見込まれる方 2 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期に比べ悪化している方 3 最近、回収条件の長期化など取引条件が悪化している方 	<p>次のいずれかに該当し、かつ、当座比率が前期に比べ悪化しているなどの要件を満たす方であって、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最近 3 ヶ月間または 6 ヶ月間（急激な環境変化によるものと認められる場合は 1 ヶ月間）の売上高が前年比 5%以上減少している方であって、今後も売上減少が見込まれる方 2 最近 3 ヶ月間または 6 ヶ月間（急激な環境変化によるものと認められる場合は 1 ヶ月間）の売上高が 2、3 年前と比較して 5%以上減少し、前年比でも減少している方であって、今後も売上減少が見込まれる方 	<p>次のいずれかに該当する方であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引金融機関が業務停止命令を受けた方 2 取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にある方 3 取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡された方などで、経常利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 4 経営状況が悪化していない方であって次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融機関からの借入利率が長期プライムレートの変動に比べ相対的に上昇している方等 (2) 借入総額に対する担保設定額の比率が上昇している方等 (3) 手形割引について、金融機関から割引金額が減少又は割引利率が上昇している方等 	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒産した企業に対して 50 万円以上の売掛金債権などをお持ちの方 2 倒産した企業に対する取引依存度が 20%以上である方 3 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権をお持ちの方 4 倒産した企業の債務を保証している方 5 倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響による業況悪化などが見込まれる方 6 倒産した企業から受注した商品や役務などが倒産の影響により取り消された方
資金のお使いみち	運転資金	運転資金	運転資金	運転資金 設備資金（5 に該当する方の店舗移転にかかる入居保証金など）
ご融資額	普通貸付と合わせて 4,800 万円以内	別枠 4,000 万円以内	別枠 3,000 万円以内	別枠 3,000 万円以内
ご返済期間	5 年以内、特に必要な場合 7 年以内 <うち据置期間 1 年以内、特に必要な場合 2 年以内>	5 年以内、特に必要な場合 7 年以内 <うち据置期間 1 年以内>	5 年以内、特に必要な場合 7 年以内 <うち据置期間 1 年以内、特に必要な場合 2 年以内>	(運転資金) 5 年以内、特に必要な場合 7 年以内<据置期間 1 年以内> (設備資金) 1 5 年以内<据置期間 2 年以内>
利率(年)	〔基準利率〕	〔特利 S〕	〔基準利率〕	〔基準利率〕 ただし、一定の要件を満たす場合は特別利率が適用されます。また、設備資金の場合は、ご返済期間によって異なる利率が適用されます。
お取扱期間	平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 16 年 3 月 31 日まで	平成 24 年 3 月 31 日(ただし、「ご利用いただける方」の 4 にかかるお取り扱い、平成 16 年 3 月 31 日)まで	平成 24 年 3 月 31 日まで
保証人・担保	ご融資に際しての保証人、担保（不動産、有価証券など）または信用保証協会の保証については、お客さまのご希望に応じてご相談させていただきます。			

保証人のことでお困りの中小企業のみなさまへ

第三者保証人等を不要とする融資のご案内

国民生活金融公庫では、「改革加速のための総合対応策（総合デフレ対策）」を受けて、第三者の方に保証人を依頼することや担保（不動産、有価証券など）を提供することが困難な方に対し、ご家族や社内の方などを保証人とする融資をお取り扱いしています。

ご利用いただける方

次のいずれの要件にも該当し、最近の業績等から第三者保証人や担保（不動産、有価証券など）がなくてもご融資できると認められる方

- 1 税務申告を2期以上行っていること
- 2 所得税等を期限内に完納していること

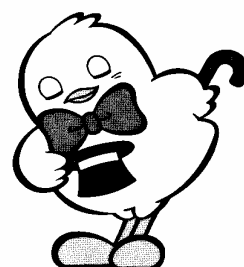
（注）最近の業績等から、お客様のご希望に添えないことがあります。

ご融資の条件

ご融資額	1,000万円以内
ご返済期間	運転資金5年以内（うち据置期間6ヵ月以内） 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内）
利率	基準利率（注）+ 0.7%
連帯保証人	法人営業の方...代表者のほか必要に応じそのご家族、社内の方など 個人営業の方...ご家族又は従業員の方

（注）お使いみちによって異なる利率が適用される場合があります。

国民生活金融公庫は
小規模企業のセーフティネットです



くわしくは、支店の窓口でご相談ください。

新規開業ローンの保証人特例措置(新創業融資制度)

国民生活金融公庫では、新たに開業される方向けの融資制度について無担保・無保証人で550万円までご融資する特例措置を設けております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

<p>ご利用いただける方</p>	<p>新たに開業される方、または開業して税務申告を2期終えておられない方であって、次の<u>いずれかに</u>該当する方</p> <p>(1) 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする方</p> <p>(2) 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれるものであって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとする方</p> <p>(3) 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始められる方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(ア) 現在の企業に継続して6年以上お勤めの方</p> <p>(イ) 現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方</p> <p>(4) 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始められる方</p> <p>(5) 既に開業されている場合は、開業前に(1)～(4)のいずれかに該当された方</p> <p>開業前または開業後で税務申告を終えていない場合は、開業資金の2分の1以上の自己資金を確認できる必要があります。</p>
<p>ご融資額</p>	<p>550万円以内</p>
<p>ご返済期間</p>	<p>設備資金 7年以内(うち据置期間6ヵ月以内)</p>
<p>期間</p>	<p>運転資金 5年以内(うち据置期間6ヵ月以内)</p>
<p>利率(年)</p>	<p>[基準利率+1.0%](注)</p>
<p>担保・保証人</p>	<p>不要</p>
<p>取扱期間</p>	<p>平成19年3月31日まで</p>
<p>ご融資の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業・女性・中高年起業家貸付(新規開業資金及び女性・中高年起業家資金) ・食品貸付(設備資金のみ) ・生活衛生貸付(一般貸付(設備資金のみ)および振興事業貸付に限りませう。) ・普通貸付(食品貸付または生活衛生貸付(一般貸付)の対象となる方が必要とする運転資金に限りませう。) ・IT資金 ・環境対策資金

(注)お使いみちによって異なる利率が適用される場合があります。